

社会福祉法人ハーモニー福祉会役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ハーモニー福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費（理事会等への出席費用を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は月額として支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間 9,000,000 円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間 500,000 円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月22日に支払うものとする。なお、支給日が休日若しくは金融機関の休業日にあたる場合は、前日に繰り上げて支払う。

- 2 役員及び評議員の費用並びに旅費は、必要の都度支払うものとする。

- 3 非常勤の役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償の支給)

第7条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年6月22日(評議員会の議決日)から施行し、平成30年7月1日から適用する。

この規程は令和5年6月22日(評議員会の議決日)から施行し、適用する。

この規程は令和8年6月22日(評議員会の議決日)から施行し、令和8年7月1日から適用する。

別表第1 役員等の報酬の額（第4条第4項関係）

役職名	報 酬 の 額
常 勤 役 員 理 事 長	月額 600,000 円（賞与なし）
常 勤 役 員 理 事	職員としての給与が支給される者を除く
非常勤役員 評議員	役員会出席 1 回につき 13,000 円
非常勤役員 理 事	役員会出席 1 回につき 13,000 円
非常勤役員 監 事	役員会出席 1 回につき 13,000 円
	監事監査の出席 1 回につき 15,000 円

別表第2 費用（第7条第1項関係）

事 項	費 用 弁 償 額
理事会等の出席費用	支給しない
監事監査の出席費用	支給しない
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額

評議員、理事及び監事について、勤務が4時間を超える場合は2回分を支給する。